

個別医療機関の病床機能の見直しについて

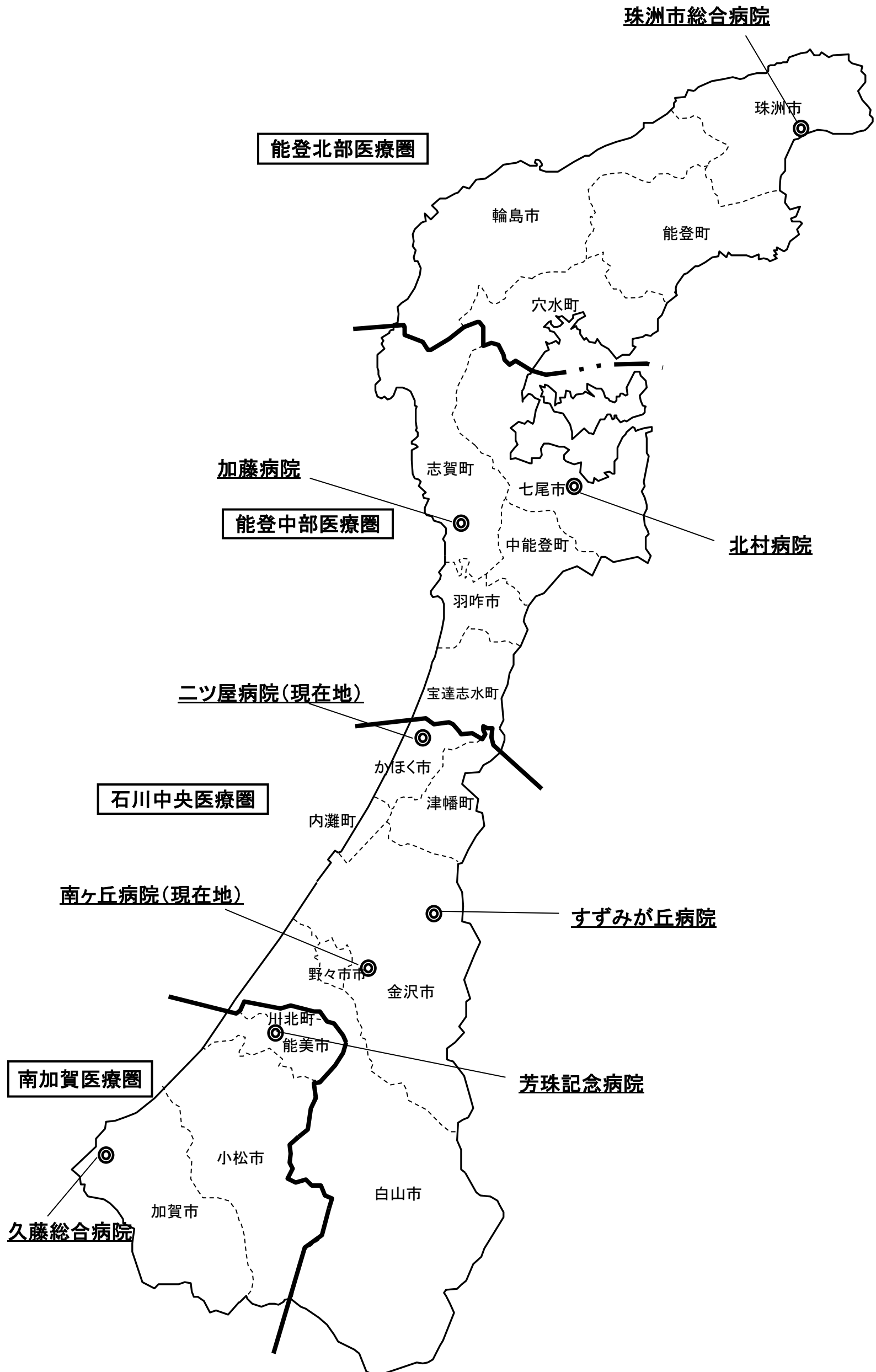
資料2

病院の機能分化・連携の状況

		南加賀医療圏			石川中央医療圏				能登中部医療圏			能登北部医療圏						
一般病 床中心	400床以上の 特定機能病院・地域医療支援病院 (4病院)				金沢大学附属病院 金沢医科大学病院 県立中央病院 金沢医療センター													
	200床以上の 救急告示病院 (14病院) * 下線は、在宅療養後方支援病院	小松市民病院			公立松任石川 中央病院	浅ノ川 総合病院	城北病院	金沢市立病院	公立能登 総合病院			恵寿総合 病院						
	200床未満 (35病院) * 下線は、在宅療 養支援病院	(病院所在の郡 市)	(加賀市)	(小松市)	(能美市)	(白山のいち)	(金沢市)		(河北郡市)	(羽咋郡市)		(七尾市)	(能登北部)					
		救急告示病院	久藤病院	森田病院 小松ソフィア 病院	能美市立 病院	公立つるぎ 病院 新村病院	金沢循環器 病院 金沢有松 病院 南ヶ丘 病院 木島病院	金沢西病院 北陸病院 藤井脳神経 外科病院 米澤病院	映寿会みらい 病院 金沢聖霊 総合病院 恵寿金沢 病院 金沢宗広 病院	河北中央 病院	町立 宝達志水 病院	公立 羽咋 病院	町立 富来 病院		市立 輪島 病院	珠洲市 総合 病院	公立 宇出津 総合 病院	公立 穴水 総合 病院
		その他		東野病院			すずみが丘病院	安田内科病院	伊藤病院					巴山病院				
		産科専門		荒木病院 恵愛病院		松南病院	鈴木レディース ホスピタル											
障害者病棟中心 (6病院)	石川病院	小松子ども医療 福祉センター		石川療育 センター	医王病院	金沢子ども医療 福祉センター		七尾病院										
療養病床中心 (21病院) * 下線は、在宅療養支援病院	蓮井病院	東病院	寺井病院	池田病院	千木病院	大手町病院	敬愛病院	二ツ屋病院	加藤病院	浜野西病院	柳田温泉病院							
		岡本病院			林病院	小池病院	川北病院	内灘温泉病院		北村病院								
					石野病院	石田病院		みずほ病院										
								中田内科病院										
精神病床中心 (14病院)	加賀こころの 病院	栗津神経 サナトリウム		ときわ病院	松原病院	桜ヶ丘病院	岡部病院	県立高松病院	七尾松原病院									
	片山津温泉 丘の上病院				十全病院	かないわ病院	青和病院											
					結城病院	医王ヶ丘病院												

(参考)医療介護情報局(https://caremap.jp/)をもとに作成。データは、平成30年1月現在の厚生局への届出状況
 ※青字は前回の地域医療構想部会にて既に資料提供しているもの。緑文字はそのうち、検討会の立ち上げなど具体的な見直し内容以外のもの。
 ※赤字は今回新たに地域医療構想部会にて資料提供するもの(医療圏ごとの協議会で各医療機関説明済み)

(参考) 医療機関位置図



南ヶ丘病院における移転・病棟再編について

1 病院の移転・病棟再編

- ① 2020年12月を目途に野々市市に病院を移転新築（地図は次ページ）。
- ② 許可病床120床における病棟種類の見直し

		再編前		再編後	
急性期	46床	急性期一般入院料6		35床	急性期一般入院料6
回復期	36床	回復期リハ病棟入院料2		85床	回復期リハ病棟入院料2：35床 地域包括ケア病棟入院料1：50床
慢性期	38床	療養病棟入院基本料		0床	
計	120床			120床	

2 病院移転と病床再編の主な内容

- ・ 全体120床のうち地域包括ケア病棟等回復期関連病床を増やし、自院の急性期病棟からの転棟患者および近隣開業医からの紹介に対し積極的なリハビリの介入で早期の社会復帰を目指す。
- ・ 当院の在宅診療と近隣開業医が行う在宅診療の連携を強め急変時の後方支援機能病床として位置付ける。
- ・ 地域包括ケアシステムにおける患者の退院支援や在宅に向けた連携強化のために地域医療連携室の活動を強化し積極的な開業医からの相談、受入れを図る。
- ・ 小児科を新規追加し近隣小児科開業医との連携を図りながら地域の小児医療の充実を図る。

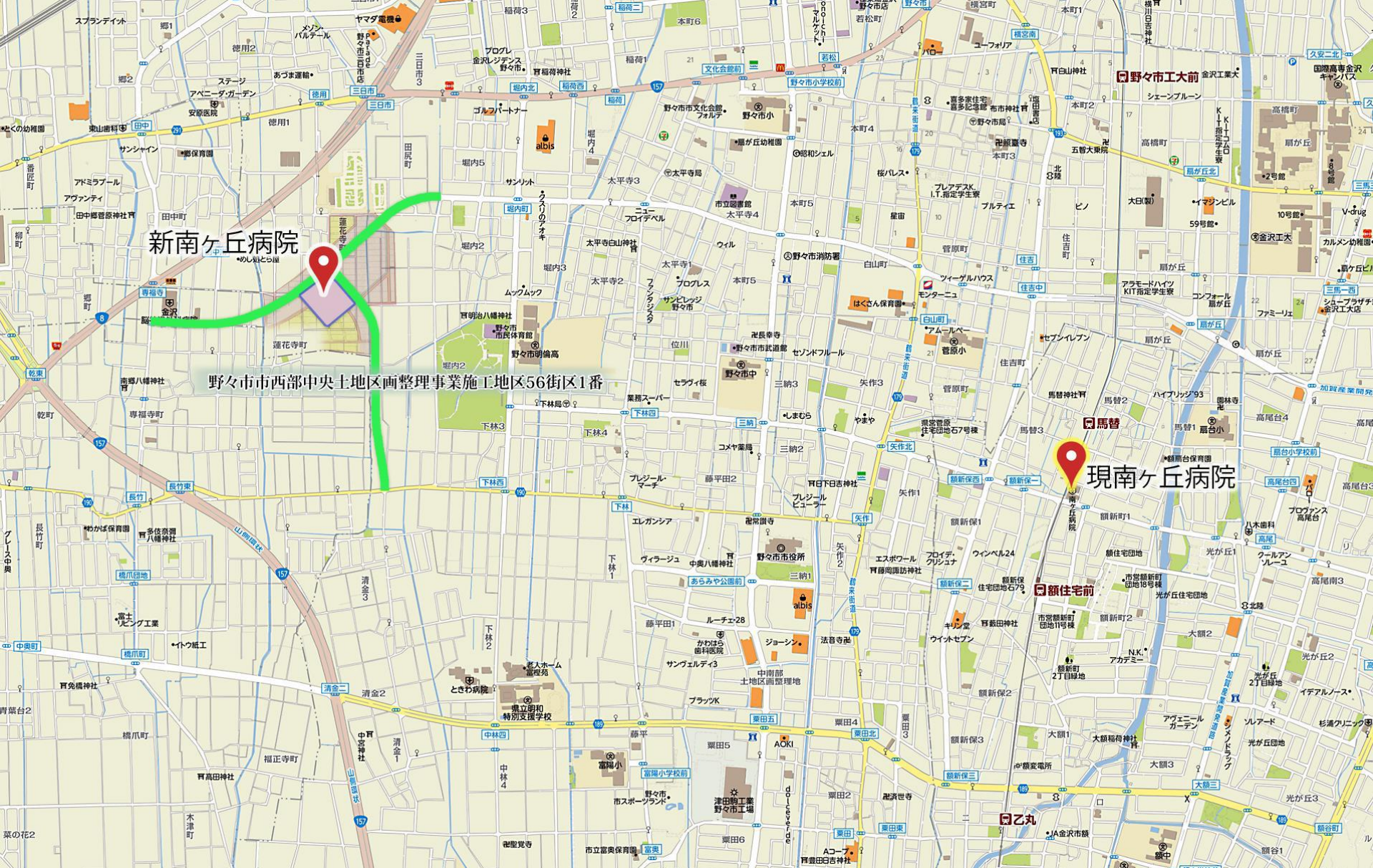
3 今後のスケジュール

- 2019年6月～7月 建設工事開始
- 2020年10月 建物完成
- 2020年12月 新病院開設、診療開始

新南ヶ丘病院

野々市市西部中央土地区画整理事業施工地区56街区1番

現南ヶ丘病院



すずみが丘病院における病棟再編について

1 病棟構成（病床構成）の見直し

急性期病床（地域一般入院料）37床を、回復期リハビリテーション病棟入院基本料を算定する回復期病床に転換する。

		再編前		再編後（2019.6）	
高度急性期	0			0	
急性期	37	地域一般病棟入院料 3		0	
回復期	0			37	回復期リハ病棟入院基本料
慢性期	60	療養病棟入院料 2		60	療養病棟入院料 2
計	97			97	

2 再編後の主な内容

- ・全2病棟97床のうち、急性期機能病床37床について、回復期リハビリテーション病棟入院基本料を算定する回復期機能病床に転換する。
- ・高度急性期病院と連携を取り、運動器疾患・脳血管疾患などの急性期後の患者に対して回復期リハビリテーションを実施し、在宅復帰や在宅復帰後の自立した生活を支援する。

3 今後のスケジュール

2019.4～5月 設備整備、人員等の整備

整備後、回復期リハビリテーション実績のための病棟運用開始

6月 厚生局へ届出

ニツ屋病院における移転・病棟再編について

1. 病院の移転・病棟機能の再編

- ①2019年8月に介護療養病床の一部(48床)を介護医療院へ転換
- ②2021年秋を目途に病院をかほく市内に移転新築。その際に介護療養病床の残り(48床)を再編
- ③2022年秋を目途に慢性期病床から回復期病床へ転換

再編前		
回復期	0床	
慢性期	204床	療養病棟入院基本料:108床 介護療養型医療施設:96床
計	204床	

→

①2019.8月		
回復期	0床	
慢性期	156床	療養病棟入院基本料:108床 介護療養型医療施設:48床
計	156床	※48床は介護医療院に転換

→

→

②新病院開設時(2021年秋ごろ)		
回復期	0床	
慢性期	約144床	療養病棟入院基本料
計	約144床	※他に介護医療院約60床

→

③再編後(2022年秋ごろ)		
回復期	約24床	地域包括ケア病棟入院料
慢性期	約120床	療養病棟入院基本料
計	約144床	※他に介護医療院約60床

2. 再編後の主な内容

- ①病床の機能分化
 - ・地域包括ケア病棟の整備による病床機能の分化(回復期機能病床への転換 約24床)
 - ・医療療養病床の拡充(約12床増床)
- ②介護医療院への転換
 - ・介護療養型医療施設の廃止(介護医療院への転換 約60床)

3. 今後のスケジュール

- 2019年8月 : 介護療養型医療施設(2病棟96床)のうち、1病棟48床を介護医療院に転換
 2021年秋頃 : 新病院竣工
 2022年秋頃 : 再編後の病床で運用開始

珠洲市総合病院における病棟再編について

1 病棟数（病床数）の見直し

4 病棟（195 床 ※稼働病床数 163 床） → 3 病棟（163 床） △ 1 病棟（△32 床）

（参考）

	再編前			再編後	
高度急性期	0		→	0	
急性期	104	急性期一般入院料 6		104	急性期一般入院料 6
回復期	52	地域包括ケア病棟入院料 1		52	地域包括ケア病棟入院料 1
慢性期	0			0	
休棟等	32			0	
計	188			156	

※その他結核病床 7 床あり

2 再編後の主な内容

現在、休棟している療養病棟（32 床）を閉鎖。不要となったワンフロアを改修し、病床以外の目的として有効利用する。

【研修センター】

研修センターを設置し、研修医、研修生の受け入れ体制を整備

【病児・病後児保育】

病児・病後児保育事業の保育室として整備

【カンファレンスルーム】

カンファレンスルームとして整備し、患者の退院支援や在宅に向けた連携の強化

3 今後のスケジュール

H31. 6～H31. 9 月 改修工事

H31. 10 月 運用開始

介護医療院への転換について(とりまとめ)

医療圏	医療機関名	転換等の概要		(今後の)スケジュール
		転換前	転換後	
南加賀	加賀温泉ケアセンター(久藤総合病院)	介護老人保健施設(療養型):144床	介護医療院:29床 介護老人保健施設(療養型):115床 ※介護医療院は久藤総合病院内で開設	H31.3.4~6.7月 改修工事 8月 介護医療院開設
	芳珠記念病院	医療療養1:30床 介護療養:60床	医療療養1:30床 介護医療院:60床	H31.5~8月 改修工事 9月 介護医療院開設
能登中部	加藤病院	医療療養2:34床 介護療養:20床	医療療養2:25床 介護医療院:22床 (※7床は廃止)	H31.4月 改修工事 H32.4月 介護医療院開設
	北村病院	医療療養1:20床 介護療養:21床	医療療養1:24床 介護医療院:17床	H31.10~12月 改修工事 H32.1月 介護医療院開設

(参考)介護医療院について

	介護医療院	
	(I)	(II)
基本的性格	要介護高齢者の長期療養・生活施設	
設置根拠(法律)	介護保険法 ※ 生活施設としての機能重視を明確化。 ※ 医療は提供するため、医療法の医療提供施設にする。	
主な利用者像	重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者等(療養機能強化型A・B相当)	左記と比べて、容体は比較的安定した者
施設基準(最低基準)	介護療養病床相当 (参考:現行の介護療養病床の基準) 医師 48対1(3人以上) 看護 6対1 介護 6対1	老健施設相当以上 (参考:現行の老健施設の基準) 医師 100対1(1人以上) 看護 3対1 介護 ※うち看護2/7程度
面積	老健施設相当(8.0㎡/床) ※ 多床室の場合でも、家具やパーテーション等による間仕切りの設置など、プライバシーに配慮した療養環境の整備を検討。	
低所得者への配慮(法律)	補足給付の対象	
開設主体	地方公共団体、医療法人、社会福祉法人などの非営利法人等	